

## 共に生きる福祉の現場から

ばおぼぶ代表  
植草学園短期大学非常勤講師  
五十嵐正人

したがって、鎖はとかれ、狂人は自由の身となる。そしてその時、理性をとり戻す。いや、そうではない。それじたいにおいて、それじたいとしてふたたび現れるのは理性ではなく、すっかり組み立てられている社会的なさまざまな種別である。

[出典] 『狂気の歴史 - 古典主義時代における-』(ミシェル・フーコー 田村俣訳 新潮社)

## 目次

- 1, 『もうひとつの福祉』について(自己紹介を添えて、「ばおぼぶ」の紹介)
- 2, 1990年代以降の地域共生施策がもたらしたあらたな差別について(障害者自立支援法による管理システムの構築)
- 3, 管理システムから逃れる生き方(森山裕子さんのライフスタイル)
- 4, インクルーシブ教育への、障害福祉現場からの問いかけ

## 1, 『もうひとつの福祉』について

- ① 「ばおぼぶ」と生活ホーム「小島屋」
- ② 「ばおぼぶ」について
- ③ もうひとつの福祉
- ④ 生活ホーム「小島屋」について



### 1-①「ばおぼぶ」と生活ホーム「小島屋」

- もうひとつの福祉。
- 千葉県柏市西原7-7-7
- 自宅を使っの、制度外、民間個人の障害福祉事業。

### 1-②「ばおぼぶ」について

- ボランティア時代を経て、1989年から事業化。
- 制度外での生活支援(お泊まり、預かり、付き添い)。
- 利用は、利用者の自己負担が中心。
- 会員性ではない。
- 障害種別等を問わない。
- 年齢を問わない。
- 原則24時間年中無休で対応。
- 居住市町村を問わない。等。



### 1-③もうひとつの福祉

もうひとつの福祉は、特定の福祉事業の手法ではない。そこにある既存の福祉に対して、常にその欠点を認識し、別の福祉を实践する行為である。したがってもうひとつの福祉は实践後いずれの時に既存の福祉となり、より新しい別のもうひとつの福祉が模索されなければならない。もうひとつの福祉とは特定の手法ではなく、常に新しいもうひとつの福祉を模索し続ける、意志と实践の名称であるのだ。

[参考] ブログ「もうひとつの福祉」  
<http://mouhitotsunofukushi.seesaa.net/>



### 1-④生活ホーム「小島屋」について

- 千葉県単独事業。
- 平成12年4月1日認可。
- 個人立。
- 五十嵐自宅。
- 定員2名(女性)、現員2名。
- ブログ「裕子ねーんね・弓ちゃんオハヨー」  
<http://yuuko-nenne.seesaa.net/>

### 2, 1990年代以降の地域共生施策がもたらしたあらたな差別について

- ① 施設・病院から地域共生への流れ
- ② 障害者自立支援法のポイント
- ③ 障害者自立支援法の持つ「管理の仕組み」と「あらたな差別」
- ④ 「障害者の普通」が成立してしまった
- ⑤ 鉄格子から鎖へ

### 2-①施設・病院から地域共生への流れ

1980年代 措置制度時代。障害福祉は「自立更生」と「就労授産」が中心。生活支援的なものとしては「緊急一時保護」(後のショートステイ)のみ。

1989年「ばおばぶ」事業化。

1990年代 全国各地でレスパイト(生活支援の前身)がはじまる。

2003年 支援費制度への移行(生活支援が制度化)

2006年 障害者自立支援法施行。

2013年 障害者総合支援法に移行。

2014年 障害者総合支援法本格実施。

## 2-②障害者自立支援法のポイント

- 障害福祉のサービスを一元化
- 障害者がもっと「働ける社会」に
- 地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」
- 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

## 2-③障害者自立支援法の持つ「管理の仕組み」と「あらたな差別」

- a 区分判定による、障害者としての固定化
- b 限られた選択肢による、限定された契約制度
- c 特定の障害者を計画策定に参加させることでの、責任の曖昧化

### 2-③-a 区分判定による、障害者としての固定化

- 管理される情報の量と、それによって得られる権利のアンバランス。
- 障害程度区分は106項目のチェックによって決められる。
- これに応じて、その人がサービスを受けた時の料金が決まる。料金は実質、サービスではなく、その人の価格になっている。

### 2-③-b 限られた選択肢による、限定された契約制度

- 外食に例えるなら、店は市町村が契約している店舗からしか選べない。
- メニューは、国が決めた献立の中から選ばなければならない。
- ここのメニューのレシピは、決められていて、どの店で食べても大差はない。
- 普通の日本人の選択とは、異質な選択。

### 2-③-c 特定の障害者を計画策定に参加させることでの、責任の曖昧化

- 障害者側による選挙等の民主主義の手続きによっては選ばれていない障害者が、あたかも代表のような役割を担わされる。
- 福祉サービスの責任の一端を、障害者側が負わされる。
- 障害者が障害者の代表によって管理される、典型的な被差別者管理のシステム。ナチスによるユダヤ人差別でのカポー的な役割。

## 2-④「障害者の普通」が成立してしまった

- 障害を持つ親御さんの願いの変化
- 措置先途時代は「お兄ちゃん(健常の子)と同じような普通の生活をしてほしい」= **日本人としての普通の暮らし**
- 支援費制度以降は「グループホームで普通の暮らしをしてほしい」= **障害者としての普通の暮らし**

## 2-⑤鉄格子から鎖へ

たとえば、監禁環境そのものともいえる病院の危機においては、部門の細分化や、デイケアや在宅介護などが、はじめのうちは新しい自由をもたらしたとはいえ、結局はもともと冷酷な監禁にも比肩する管理のメカニズムに關与してしまったことを忘れてはならない。恐れたり、期待をもったりしてはならず、闘争のための新しい武器を探しとめなければならないのである。

【出典】『記号と事件 1972-1990年の対話』  
(ジル・ドゥルーズ 宮林寛訳 河出文庫)

## 3. 管理システムから逃れる生き方

- ① 森山裕子さん
- ② 森山裕子さんのライフスタイル
- ③ たとえば外出の自由
- ④ 「別の場に立つ」ということ

## 3-①森山裕子さん



- ・ 昭和47年生れ。
- ・ 県立松戸養護学校卒業。在学中より、ばおばぶ利用。
- ・ 卒業後、通う施設がなく在宅生活。
- ・ 両親が病気のため入所施設に入るが事情により退所。

- ・ 平成4年から、ばおばぶ（五十嵐宅）で生活。
- ・ 福祉制度を使った暮らしではなく、普通の暮らし方。制度でイメージするなら、障害者版の里親のような感じ。
- ・ 平成12年4月に生活ホームの認可を取得。



## 3-②森山裕子さんのライフスタイル

- ・ 生活のベースを日本人としての普通の暮らし(家族・家庭)に持つ。
- ・ 足りない部分を、制度(障害者総合支援法、等)で補う。



## 3-③たとえば、外出の自由



シンガポール

成田空港



外食で鯛(上)  
町会の夏まつり(左)

### 3-④「別の場に立つ」ということ

精神医学改革のために持ち出された技術的手段としては先ず、病院内部の改革・人間化、作業療法、社交療法、責任感の意識化、療法クラブの創設.....等々がありました。この結果、いくらかの効果はありましたが、それは精神医学の根本的な抑圧性を変えることはできなかつたし、またそれほど有効なものではありませんでした。次に考えられたのは、病院外活動です。患者クラブ、患者の家庭訪問、患者たちのための保護工房.....等といったものです。私としてはそれが全然効果のないものだったと言つつもりはありませんが、しかし不幸なことに、

それはときとして抑圧の性質を変えながら、かえって抑圧を強化することになったと言わねばなりません。そのために、この種の活動は精神病院のミニチュア化と言われることにもなったのでした。

(中略)

「アルテルナティブ」というのはつまり別の場に立つ、精神医学の問題の外にでるといことです。再び別の精神医学をやるということではなしに、別次元の解決を見出そうとすることです。

[出典]『現代思想 1982年1月号 特集＝現代フランスの思想』(「シンポジウム 精神医学的状況」より 青土社)

### 4, インクルーシブ教育への、障害福祉現場からの問いかけ

- インクルーシブの前提となる管理の量と質は、妥当なものであるか。
- あらたな差別状況が生み出されることはないか。
- 「逃げ道」は用意されているか。